

原爆二法 (第2.2) 取扱注意

五十嵐内閣官房長官記者会見記録

報道室

- 日 時 : 平成6年11月 2日 (金) 16:12~16:16
- 場 所 : 官邸、記者会見室
- 概 要 :

I 官房長官から

何かご質問がございましたらどうぞ。

II 質 疑

Q 先程の被爆者援護法の関連の官房長官案なんですけれど、この検討の過程で、外国の方、特にアジア諸国で戦争の被害を受けた方から、国家補償が駄目ならば国家の責任で、といったようなこの案を逆手にとったような要求が出されるおそれについては検討はなされたのでしょうか。

A それは、いわゆる戦後処理の問題に関連してということですか。被爆者ではなくて〔被爆者じゃなくて〕、そういう意味から言ってもいわゆる国家補償ではなくて国の責任ということで、かつ、法律の前文のところに趣旨を、ずっと書いて、被爆者に限った考え方というものをきちんとしているということは今のような懸念についても、それは対応できるものであるというふうに思っていますね。

Q 午前中、質問が出たかも知れませんが、朝鮮人の方で広島で被爆を当時した人がいますね。そういう人は日本人で被爆した人とどういう区別をするのですか。当時朝鮮人として広島で被爆した人、同じ被爆という苦しみを受けた人との区別は。

A この原爆二法というのは、珍しい話なんですけど、いわゆる国籍条項が無いんですね。ですから、そういうような方の場合でも我が国に在住していて、そして被爆者手帳を受けておられるという方は対象になるということであろうと思います。

— 以 上 —